

国立大学法人東京藝術大学取手校地福利厚生施設業務委託業者の公募について

本委託業務について、以下のとおり事業者を募集する。

基本方針

取手校地福利厚生施設は、本学の教育研究活動の発展を促進するとともに、学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的としている。このため、本事業の実施にあたっては、施設を構成する集会室、食堂、購買等の機能の充実が重要であり、加えて、取手校地においては、高い専門性、国際性を有する多彩な活動を広く学内外にアピールすることが求められている。これらを踏まえ、運營業務の実施にあたっては、事業者が本学と協力して、交流の場として学内関係者の施設利用を促すと同時に、地域に開かれた情報発信拠点とする取組を更に充実することで、取手校地の諸活動の活性化に資することを目的とする。

1. 施設の所在及び名称

- (1) 場所 茨城県取手市小文間 5000 番地
- (2) 建物 東京藝術大学取手校地福利厚生施設

2. 業務委託内容及び条件等

別紙業務委託仕様書のとおり

3. 応募資格

別紙業務委託仕様書に記載した集会室、食堂運営等に優良なサービスを提供できる能力と実績を有し安定した業務運営が可能な業者であって、次の要件を全て満たしている者としします。

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成 29 年度に関東・甲信越地域の「物品販売」及び「役務の提供等」の A、B、C 又は D の等級に格付けされている者であること。
なお、当該競争参加資格については、平成 27 年 12 月 24 日付け号外政府調達第 240 号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 平成 26 年 4 月 1 日から応募日まで、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に違反したとして行政処分を受けていないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人または破産者でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号以下「法」

という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員 (法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ 上記イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成11年法律第147号) 第5条に規定する観察処分を受けてないこと。

4. 業務委託期間等

平成29年8月1日から平成31年3月31日

5. 参加申請書の提出等

(1) 申請書類

① 国立大学法人東京藝術大学取手校地福利厚生施設業務委託審査申請書 (指定様式)

② 企画提案書 (様式は任意 A4用紙で20ページ以内)

1) 集会室等を活用した展示・イベント事業の企画・運営 (事業実施計画、人員の配置)

2) 情報発信・情報交換事業の企画・運営 (事業実施計画、人員の配置)

3) 食堂の運営 (食事・メニュー、食事環境・衛生環境の計画、人員の配置)

4) 購買の運営 (商品・サービス、人員の配置)

5) 維持管理 (事業実施計画)

6) 危機管理 (事業実施計画)

7) 業務委託金額の見積書 (内訳記載)

③ 会社等の概要 (パンフレット等、設立年・本社・資本金・売上高・店舗数などが分かる資料)

④ 会社の登記簿謄本 (写し)

⑤ その他、実績など参考となる資料

(2) 申請方法

① 申請書類受付期間 平成29年4月6日 (木) から4月13日 (木) 17:00 まで

② 提出先

〒110-8714 東京都台東区上野公園1-2-8

国立大学法人東京藝術大学 学生課

③ 提出方法

①の期間内に次の要領で提出すること。

1) 郵送による場合 指定の期日必着すること。なお、郵便事情による未着、遅延の

責は負わないので注意すること。

2) 持参による提出 9:00～17:00 (12:30～13:30 を除く)。

④ 必要部数 8部

⑤ 提出書類の取り扱い

提出された書類は、返却しない。また、今回の目的以外に利用することしない。

6. 選考方法等

- (1) 本学に提出された企画提案書について、4月20日(木)に上野校地においてプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき選考委員会にて最適とされる提案をした業者を優先交渉権者として決定のうえ5月頃までに選考結果を通知する。なお、電話などでの問い合わせには応じない。また、選考結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (2) 優先交渉権者との協議を行い、協議が整った場合には業務委託契約書を取り交わすものとする。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合には、次点の候補と協議を行う場合がある。
- (3) 次の場合には優先交渉権を取り消す。
 - ① 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ② 正当な理由なくして、契約の手続きに応じなかったとき。
 - ③ 資金事情の変化等により企画提案した事業の運営が履行できないと本学が判断したとき。
 - ④ 著しく社会的信用を損なうこと等により、委託業者としてふさわしくないと本学が判断したとき。
 - ⑤ 上記による優先交渉権の取り消し、辞退等があった場合には、次点者を繰り上げることとする。

7. 質問の受付等

質問等は、別様式(エクセルデータ)により3月21日(火)までに、下記の問い合わせ先までe-mailで行うこと。なお、質問の回答については、大学ホームページにて公開回答する予定である。

8. その他

本公募への応募に関する一切の費用(資料等の作成及び交通費等の経費)は、業者側の負担とし、本学からは一切の経費負担は行なわない。

9. 問い合わせ先

〒110-8714 東京都台東区上野公園1-2-8

国立大学法人東京藝術大学 学生課

電 話 050-5525-2068

e-mail kagai@ml.geidai.ac.jp

国立大学法東京藝術大学取手校地福利厚生施設業務委託審査申請書

国立大学法人東京藝術大学長 殿

貴学の取手校地福利厚生施設業務委託に参加したいため、下記のとおり、届け出します。

記

企業・団体名及び支店等名

所属部署・役職名 氏名（ふりがな）

所在地 〒

電話番号

F A X 番号

E-mail